

# 岩手県外医療機関での妊産婦健診等の費用の助成について

盛岡市では、岩手県外の医療機関等で妊産婦健診等を受診された方について、別途申請により一定金額を上限として、負担いただいた費用の一部を償還払い方式で助成します。申請手続きは以下のとおりです。

## 1 対象

盛岡市在住の妊婦一般健康診査及び産婦健康診査を岩手県外で受診した妊産婦

## 2 各健康診査について

- (1) 健診費用を妊産婦さんが全額支払いし、医療機関から領収書及び診療明細書を発行してもらいます（1回につき1枚）。その場合、妊婦健診及び産婦健診ということがわかる領収書（保険適応外で、全額自己負担したもの）であることが必要です。

※ 産後、乳児の健診と同時実施した場合でも産婦健診のみ対象です。

- (2) 健診票は、結果と受診月日、医療機関等の印鑑を記入してもらいます。

※ 産婦健康診査は、別紙説明書を医療機関に提出し、実施可能な医療機関に限ります。

## 3 申請窓口

- (1) 盛岡市保健所内 母子健康課（2階）
- (2) 都南総合支所 1階 5番窓口 母子健康課分室
- (3) 玉山総合事務所健康福祉課

## 4 提出書類

- (1) 妊婦一般健康診査受診票、産婦健康診査受診票・産後うつ質問紙
- (2) 領収書及び診療明細書(原本)
- (3) 妊婦一般健康診査費助成事業申請書及び請求書（見本を参照）
- (4) 産婦健康診査費助成事業申請書及び請求書（見本を参照）

## 5 持参するもの

- (1) 母子健康手帳(妊婦健診及び産婦健診の受診状況が記載しているページを確認するため)
- (2) 印鑑（申請書及び請求書で使用したもの）※朱肉使用に限る。浸透印は不可

## 6 申請の期限

出産後1年以内とします。

## 7 申請から助成までの流れ

受理後診査⇒承認⇒決定通知⇒助成金支給（口座振込）まで 1か月～2か月かかります。

<問い合わせ先>盛岡市子ども未来部 母子健康課

住所：盛岡市神明町3番29号

電話：019-603-8303・8304